西宮市乳がん検診実施要綱

（目的）

第１条　この要綱は、健康増進法（平成 14 年法律第 103 号）第 19 条の 2 及び健康増進法施行規則（平成 15 年 4 月 30 日厚生労働省令第 86 号）第 4 条の 2 に基づく健康増進事業として、並びに「がん予防重点健康教育及びがん検診実施のための指針について」（平成 20 年3月31日健発第0331058号厚生労働省健康局長通知）に定めるがん検診として、乳がん検診を実施し、乳がんの早期発見を図り、健康の保持増進に資することを目的とする。

（対象者及び受診回数）

第２条　西宮市民で当該年度４０歳以上の偶数歳の女性とする。ただし、ペースメーカー装着者、豊胸術後、ＶＰシャント術後等この検診以外の検査によることが望ましい者については、診療を優先とし受診をさせない。また、放射線障害防止の見地から、妊娠中の者についても受診させない。

２　受診回数は、同一者に対して年度に１回とする。

３　その他、市長が定める者。

（実施機関）

第３条　市が委託する医療機関（以下「委託医」という。）および検診機関において実施する。

（検診内容）

第４条　検診の内容は、次のとおりとし、詳細は別表１（検診実施内容）に定める。

（１）問診

（２）乳房X線撮影（マンモグラフィ）

（３）読影

（検診の委託）

第５条 市は、乳がん検診業務のうち、問診、乳房 X 線撮影（マンモグラフィ）及び読影、結果判定、結果通知及び事後指導、報告等を検診実施機関に委託する。委託の条件は別表２に定める。

２　市は、別に定める業務委託契約により委託料を支払う。

（受診方法）

第６条　受診希望者が直接実施機関へ申込み、受診をする。

（検診費用）

第７条　乳がん検診の自己負担金として、集団検診１，５００円、個別検診１，８００円を検診当日に実施機関で徴収する。ただし、次の各号に該当する者は、自己負担金を徴収しないものとし、下記の（２）（３）については、受診前に市に申請し、「無料受診票」の交付を受けた後に受診するものとする。

（１）当該年度７０歳以上の者
（２）生活保護法第１１条第１項に規定する保護を受けている者
（３）市県民税非課税世帯に属する者

（結果通知及び事後指導）
第８条 検診実施機関は、検診結果を４週間以内に速やかに受診者に通知し、精密検査を要する者については、精密検査依頼書を検診結果票に添えて受診勧奨を行う。
２　市は、精密検査を要する者の受診状況並びに受診結果を把握するとともに、未受診者に対して受診の勧奨に努める。

（精密検査に要する費用）
第９条 精密検査及び治療等に要する費用（保険診療）については、受診者が負担する。

（検診の周知）
第１０条　市は、市政ニュース等により広報及び周知を行う。

（記録の整備及び秘密の保持）
第１１条　検診の記録は、氏名、性別、年齢、住所、検診結果、精密検査の必要性の有無、精密検査の確定診断結果を記録するものとする。
２　この要綱による乳がん検診の実施に従事した者は、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)を遵守するものとし、実施に関して知り得た市民の個人情報を他に漏らしてはならない。

（規定外事項）
第１２条　この要綱に定めのない事項については、市長が別に定めるものとする。

別表１

第４条　検診実施内容

厚生労働省「がん予防重点健康教育及びがん検診実施のための指針」に従って行うこととする。

問診	月経、妊娠、出産および授乳に関する事項、既往歴、家族歴、乳房の状態等を聴取する。
マンモグラフィ（乳房Ｘ線検査）	1)撮影：当該年度４０歳代の者は内外斜位方向（ＭＬＯ）および頭尾方向（ＣＣ）において左右1枚とし、当該年度５０歳以上の者は内外斜位方向（ＭＬＯ）において左右１枚とする。 2)読影：診断医２名による二重読影とする。
読影と判定	1)マンモグラフィの二重読影を行い、「要精密検査」「精検不要」の最終判定を行う。 2)精密検査を要する者については、精密検査依頼書を検査結果に添える。

別表２

第５条　委託の条件は以下のとおりとする。また、その他、市が必要と判断し、西宮市がん検診精度管理検討会において認められたもの。

（１）一般社団法人西宮市医師会会員の医療機関。
（２）マンモグラフィ検診精度管理中央機構が開催する講習会（以下、講習会）でＢ以上の判定を受けた医師及び診療放射線技師が実施すること。認定後は随時更新するものとする。
（３）一次読影／二次読影のうち、少なくとも一方は、講習会での最高評価がＡ判定以上の医師が行う体制をとること。
（４）マンモグラフィ検診精度管理中央機構による施設認定を受けた医療機関、あるいは１年以内に認定を受ける予定の医療機関。認定後は随時更新するものとする。

付 則

この要綱は、平成１２年４月１日から改正して施行する。

（施行期日）

この要綱は、平成１３年７月１日から改正して施行する。

（施行期日）

この要綱は、平成１４年４月１日から改正して施行する。

（施行期日）

この要綱は、平成１７年４月１日から改正して施行する。

（施行期日）

この要綱は、平成１８年４月１日から改正して施行する。

（施行期日）

この要綱は、平成２０年４月１日から改正して施行する。

（施行期日）
この要綱は、平成２１年５月１日から改正して施行する。
（施行期日）
この要綱は、平成２３年４月１日から改正して実施する。
（施行期日）
この要綱は、平成２５年４月１日から改正して実施する。
（施行期日）
この要綱は、平成２６年４月１日から改正して実施する。
（施行期日）
この要綱は、平成２７年４月１日から改正して実施する。
（施行期日）
この要綱は、平成２８年４月１日から改正して実施する。
（施行期日）
この要綱は、平成３１年４月１日から改正して実施する。
（施行期日）
この要綱は、令和３年４月１日から改正して実施する。
（施行期日）
この要綱は、令和５年４月１日から改正して施行する。